

第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営事業者評価指針

第1 目的

- 1 活躍する多様な市民が地域社会を担う犬山市を創造することを目的として実施する本事業の委託実施にあたり、中間支援組織としてより優れた能力、資質を有する受託候補者を選定すると共に、民間事業者のノウハウを活用した事業提案によって、より質の高い事業を実施する趣旨から、その評価指針を定める。

第2 評価の考え方

- 1 役員等がまちづくりに対して熱意と知識・経験を有し、中間支援組織として優れた人材を有する事業者を評価する。
- 2 運営が健全であって、市内のつながる拠点の担い手として地域性を持ち、開かれた組織運営を行いながら、犬山市協働プラザにおいて有効な事業展開及び確実な運営が可能な事業者を評価する。
- 3 評価に当たっては、事業者及びその他関係者から疑惑を招くことのないよう、公平・公正な事業者の評価を行う。

第3 評価及び審査方法

- 1 市が定めた期日までに提出された第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営業務委託の参加意向申出書及び添付資料、提案書、プレゼンテーションの内容を審査の対象とする。
- 2 公正で透明性のある審査を確保するため、事前提出の書類確認で内容が適正でなければ、審査の対象としない。第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において、応募者に対するヒアリングを行い、「第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営事業者評価表」の評価項目に基づき審査を行う。プレゼンテーションを行う提案者は、応募者の代表者を含め3名以内とする。

3 審査方法

(1) 書類確認（事務局）

提出書類で次の事項等の確認を行う。

- ア 第Ⅲ期犬山市協働プラザ運営業務委託の参加意向申出書及びこれに係る添付資料に不備がないこと。
- イ 公租公課を滞納していないこと。
- ウ 応募者の組織運営、性質、及び構成員に関すること。

(2) 評価審査（審査委員）

- ア 評価項目に対し、あらかじめ評価（配点）基準を点数化する。
- イ プレゼンテーションは、応募者ごとに20分以内で行う。
- ウ プレゼンテーションに対するヒアリングは、提案終了後20分程度で必要に応じ行う。
- エ 評価表により採点を行い、各委員の評価点を合計し、上位1つの受託候補者を決定する。なお、未記入の採点欄がある場合は0点として取り扱う。

4 審査の結果、総得点が満点の6割に満たなかった場合は、応募者が1者又は、最高点であっても決定せず、受託候補者なしとして取り扱う。

なお、上記3の(2)で同点の応募者があった場合には、評価項目中の、「4総合評価」の合計点が最も高い応募者を受託候補者として選定する。再度同点の場合は、同中「③まちづくりに関する活動実績」の点数で判定する。

第4 事業者への通知

評価結果は、応募者全てに文書により通知する。